

学位記念講演論文

## 明治前期における浮浪・乞食の福祉的処遇

—わが国における労働者陶冶の試みを探って—

副 島 望

### The Treatment of Vagabonds and Beggars in Early Meiji Period

— An Investigation of Japanese Labor Development —

Nozomi Soejima

近代にいたる過程においては、浮浪・乞食といった都市過剰人口は近代的労働者へと陶冶される。しかし、明治前期における浮浪・乞食は一方では都市の過剰労働力として、あるいは政治的混乱期に生じた不穏分子として把握され、それらを併せ脱籍無産の徒という扱いを受けた。処遇内容は主に帰すべき戸籍地のある者は帰し、帰す場所のない者や帰しても生計を立てる目途の立たないものには一定の施設に収容して授産をさせたが、これは刑事政策の分野でも救済事業の分野でも行われていた。これらの処遇は浮浪・乞食を労働者へと陶冶させるためではなく、戸籍整理を目的として行われていたが、この処遇を発展させていけばわが国において浮浪・乞食を労働者へと陶冶する制度が構築される可能性も見出せる。しかし、こうした処遇は明治前期で終りその後受け継がれることはなかった。

キーワード：浮浪・乞食、労働者陶冶、脱籍無産の徒、懲治監、養育院

#### 1. はじめに

定住や勤労といった近代的規範から逸脱する浮浪・乞食の処遇において、救済と処罰は接近する。両者の厳密な区分は困難を伴い、「処罰の処遇を含む救済」や「救済の意味もある処罰」といった複合的な政策をもたらす。社会的な逸脱に対するアプローチとして、処罰と救済の2つの手段があるとすれば、それらをどう使い分けるのかが問題となる。本研究では、浮浪・乞食の処遇において処罰と救済の使い分けがどのように政策的に表現されたのかを見ていく。ヨーロッパの経験であれば、浮浪・乞食の処罰と救済の役割分担は労働者陶冶を以て区別することができる。この場合の労働者陶冶とは労働能力がありながら働かない浮浪・乞食を、労働力を市場に販売し得た賃金で

生計を立てる近代的労働力にするための訓練や教育を指すものである。すなわち、近代のプロジェクトとして労働能力がありながら労働力を市場に提供しない浮浪・乞食には処罰として監獄における強制労働および労働者陶冶を行い、労働能力のない浮浪・乞食は救済していた。わが国においても、これに類似の制度として、明治前期に本来処罰の場である監獄において浮浪・乞食を救済する目的で授産をさせていた。またこの時期の代表的な救済施設である養育院においても、浮浪・乞食を収容し、院内で授産をさせるないしは日雇へ出すなどしており、その処遇内容は酷似していた。ここに、処罰の分野における福祉的処遇の一端を見出すことができる。

本研究においては明治前期における浮浪・乞食

への福祉的処遇を検討するにあたり、現在でいう社会福祉の分野のみならず、刑事政策の分野をも扱う。「福祉的」として福祉に限定しなかったのは、明治前期は行政機構確立期であることから、現在でいう刑事政策と社会福祉の境界が曖昧であり、かつ監獄施設などでも一部福祉的な処遇を行っていたことがある。本研究ではこうした刑事政策の分野も視野に入れ、浮浪・乞食の処遇について検討する。

なお、本研究は2013年提出の博士論文「明治前期「浮浪・乞食」に対する公的介入—刑事政策と福祉政策の接点に注目して—」に基づいて作成されたものである。

## 2. 浮浪・乞食と労働者陶冶

前近代においては物乞いが公認された場合もあるが、近代の労働観や道徳では、労働能力がありながら労働市場に労働力を提供せず資源を得る行為は厳しく批判される行為とならざるをえない。そのため、労働能力がありながら市場に労働力を提供しない浮浪・乞食行為は取り締まられ、浮浪者や乞食は労働者へと陶冶される存在として認識されていく。

浮浪や乞食の定義は広く、状況によって異なる。浮浪は必ずしも移動し続けているわけではなく、乞食もいつも物乞いをしているわけではない。定住する乞食がいる一方で浮浪する乞食もあり、また蓄えを失った窮民が一時的に物乞いをする場合もあるなど浮浪・乞食・窮民一般の境界ははっきりしないことが多い。日雇でも仕事にあぶれた時のみ物乞いで凌ぐ者がいる一方で、縄張りの中で技術を駆使しながら物乞いのみで生計を立てている者がいるのも事実である。この場合は両者ともに乞食ということができるとは、日雇は労働市場に接触しており、労働力を市場に提供しているが後者はそうではない。労働能力がありながらその能

力を労働市場に提供せず、資源を「ねだり」「たかり」といった行為で得ている点で、乞食は浮浪や窮民一般よりも一層近代的規範に逸脱する存在である。

そのため、近代初期のヨーロッパでは浮浪・乞食を労働者に陶冶する House of Correction（以下ハウス・オブ・コレクション）が設立され、これが近代的自由刑施設、つまり刑務所の起源となった。浮浪・乞食の増大と従来の残虐な身体刑から距離を置こうとする啓蒙思想の発達、そしてルターの職業観やカルヴィン主義によって労働の価値が引き上げられ、施しの宗教的權威の低下から怠惰が悪の根源とされたことも、ハウス・オブ・コレクション設立の基盤となった（小野坂1969：64-65）。

ハウス・オブ・コレクションはロンドンのブライドウェル（1555）に作られたのが始めであると言われる。オランダのアムステルダム（1595）にも同様の施設が作られ、これがドイツ語圏を中心とするヨーロッパ各地に設けられ、近代的自由刑施設（刑務所）の起源であるとされる。こうした施設は、救貧院・工場・刑罰施設の機能を兼ね備えたものであった。

ヨーロッパの経験では、浮浪・乞食は労働者陶冶すべきものとして把握されており、本研究でも労働者陶冶という近代以降の労働規範を考慮し、稼業や住居が不安定な者一般を「浮浪」や「乞食」と表現することとする。また、明治前期という時代的特殊性を背景に、脱籍無産の徒というものがある。「脱籍」とは正式な戸籍に編入されていない者、もしくは戸籍地から無許可で移動していることで、「無産」とは稼業のないことである。そのため、明治前期の浮浪・乞食はほぼこの脱籍無産の徒として現われるが、この脱籍無産の徒は単に経済的に困窮しているだけでなく歴史的背景を踏まえた政治的な意味もあった。それは明治前期

という時代的な特性を表しており、浮浪・乞食もまたこの時代的な意味合いを持つものであったことを次に見る。

### 3. 「二様」の窮民のあり方

明治前期における浮浪・乞食は、それまでの江戸時代や、その後の近代を指向する大日本帝国憲法に基づく国家施策とは異なるあり方を示していた。北原（1975）は明治2～4年の東京府には「集団化した都市過剰貧民」だけでなく「政治変革に伴い一挙に無禄化した旧旗下および陪従層」がいたことに注目する。この「政治変革に伴い一挙に無禄化した旧旗下および陪従層」は単なる窮民救済の施策だけでは対応できず、「現実の窮民処置は、まず治安対策として展開した」（北原1975：52）とする。北原はこれらを「系譜の異なる二様の窮民」（北原 1975：53）でありながら、同一の施策によって処遇されていく展開過程が戸籍制度への編成を目的とした脱籍無産の徒取り締まりという形で解決が試みられたとする。

北原は（1995）の研究で、さらに「二様の窮民」の把握を深め、「政治的に創出された窮民（＝旧幕臣およびその陪従を中心とする無禄無産化士族層）と経済的窮民（都市窮民）という二様の窮民への施策の同時進行という点こそ、東京府における明治初期窮民授産の歴史的意味を成すものである」（北原 1995：254）としている。本研究が対象にする明治前期の浮浪・乞食も北原が指摘する「政治的に創出された窮民（＝旧幕臣およびその陪従を中心とする無禄無産化士族層）と経済的窮民（都市窮民）という二様の窮民」（同前）に含まれ、また前者の「政治的に創出された窮民」ゆえに浮浪・乞食に対する救済のみならず処罰にも注目せねばならない。

「二様の窮民」は政治的に危険な層と経済的に困窮した層を含むが、両者は明治2（1869）年に

出された「府県施政順序」の第4項、戸籍編制において「定まった戸籍地」を持たない者と認識され、同一に処遇されるようになる。戸籍整理を目的としながらも、その手段や処遇の入口はいくつかの形態がある。彼らを定まった居所や稼業を持たず、潜在的に治安を不安定化させる存在と見なしたうえで、監獄などの施設に収容すれば自由を拘束する処罰と解される。しかし、同時に、彼らは居所や稼業にありつけない困窮民であると見なし、居所と授産を提供するなどの救済策を取ることとも可能である。北原の示す「二様の窮民」はそのあり方だけでなく、処遇も処罰と救済という2通りのあり方が存在し、時にこの処罰と救済は重複した。

北原は都市窮民に対する授産について「窮民をして機織業、紙業等の専門的賃労働者化を目指させるという新傾向」に至ったことで「窮民への授産方式に萌芽的であるにせよ、近代的合理主義が導入された点で注目すべきものがある」（同前：258-259）として授産方式の専門化や合理性について論じている。

明治前期における労働者陶冶の研究は、吉田久一（1960）および隅谷三喜男（1955）でも触れられている。

隅谷は『日本賃労働形成史論』（1955）において、わが国の賃労働の原始的蓄積過程を分析している。隅谷が分析する賃労働形成において、浮浪・乞食は、農業経営が不可能となり、一家離散して浮浪化した者や都市に流入し沈殿した窮民として扱われている。こうした窮民はすでに江戸時代中期から見られていたが、明治14（1881）年以降に広汎に現われるようになったという（隅谷1955：62-69）。明治前期に見られた主な浮浪・乞食は都市に流入・沈殿した窮迫農民であり、これらの流入した窮迫農民は浮浪・乞食を形成すると同時に都市下層において不熟練労働の中核を担っ

た、というのが隅谷の分析である（隅谷 1955：28）。しかしながら、わが国の浮浪・乞食は「農民層分解が特殊な形態をとって、土地所有から解放された農民が再び寄生地主の下で小作農として編成せられた日本では、農民はなしくずしに都市に流入し、大量的な浮浪化が生」じなかったとも指摘される（隅谷 1955：67）。

隅谷は農民層分解の不十分さゆえに、「無産浮浪の徒はこれを都市窮民層の中に沈殿せしめることによって、社会的に処理されるままに放任された」（同前：67）とした。つまり、「無産浮浪の徒」は労働者陶冶されることもなく放任されたということであるが、北原はこの「都市窮民層」のなかに「変革過程で創出された政治的窮民」（北原 1995：254）が含まれていた点を重視し、労働者陶冶にとどまらない窮民授産問題を取り上げるのである。

隅谷は浮浪対策に賃労働者群への編成の端緒があったことはいくつか指摘している。まず、石川島人足寄場での授産を挙げているが、その授産策は「資本制生産関係の未成熟なこの段階においては、賃労働の原始的蓄積への要請がなお極めて微弱であった」ために、「充分の努力と成果を見ることができなかった」（隅谷 1955：67）と結論付ける。また、隅谷は東京府における救貧三策を封建体制の動揺から生じた窮民を救済するとともに生産労働力へと陶冶を志向する初期資本家の意図を読み取っている。これらの授産には賃労働者にするという明確な意思の表示が見られないとしても、窮民に対する救済と生産労働者化の効果への期待を察知することができる。

吉田（1960）は時期区分について貧困が変質するのは原始蓄積期であるが、窮民の都市への流入現象の始まりを天保頃と見ている。維新时期にはこれら流入窮民と脱籍無産の徒が合流する。経済的理由からだけでなく、政治変革に伴って現れた窮

民対策は、新政府に課された政治的課題であると同時に、「治安上もゆるがせにできない問題であった」（吉田 1960：4）と、吉田もまた明治維新期の窮民を治安と結びつけている。これは当時の貧困が「封建的諸階層の分解」の一形態として把握されるものであり、資本主義的貧困とは異なる姿で把握できることを示している。

吉田は隅谷と同様、明治前期の浮浪・乞食に対する介入に労働者陶冶は不在であるとするが、明治政府が統治の要とした戸籍制度を基盤にしつつ窮民の授産を志向している点に注目している。つまり、窮民を農村で農民にすることを奨励するだけでなく、都市での賃労働への方途を開いているため労働者陶冶の萌芽とも解することができるということである。

上記の北原、隅谷、吉田の議論で見たように、明治前期は資本主義が本格化していない時期でありながらも、政治的情勢を背景に浮浪・乞食に対する授産が展開されていた。隅谷が維新期の治安かく乱の危険が減少する明治15～16（1883～4）年の頃には「身体壮健な〔sturdy beggars〕に対する救済は」「ほぼ終焉を見るに至った」（隅谷 1955：74）と指摘したように、維新期の治安かく乱が減少していない明治前期にあっては浮浪・乞食すなわち sturdy beggars に対する救済が存在したことを指摘する。本研究ではこの時期に行なわれ、そしてその後消滅した浮浪・乞食に対する救済を、救済事業の分野だけでなく刑事政策の分野からも見る。次に、明治前期の監獄において浮浪・乞食の授産が福祉的に行われていたことを確認する。

#### 4. 明治前期における監獄の役割

明治前期の監獄は寛政2（1790）年に設置された石川島人足寄場が継承されている。人足寄場は当時問題とされていた無宿対策の一つであり、授

産が主に行われたが、これをヨーロッパのハウス・オブ・コレクションと同列に扱うにはいつかの留保が必要となる。まず、同年に幕府は旧里帰農奨励令を発しており、無宿を賃労働者にするというよりも農村の人口減少策への対策であったと言うことが出来るからである。また、人足寄場は常陸上郷村にも設置され、これは江戸の無宿を農民としてこの地に定着させる目的で設置された。このように、人足寄場は都市の過剰人口対策でありながらも、ハウス・オブ・コレクションとは異なり労働者陶冶という目的が明確に見出すことが出来ない。また、一時期は女性・視覚障害者・幼年者なども収容していた。「明治二巳巳歳中越高人名」<sup>1)</sup>に記されている者の身分は無宿が151名、町人77名、百姓15名、役人5名、公家1名、僧侶2名である。年齢は最年少13歳から最年長57歳までいるが、大半は25歳以下である。当時は尊属親の請願によって人足寄場へ収容されることもあり、明治前期の監獄はいわば感化院のような役割を果していたといえる。

近代的な監獄施設の設定を目指し、政府は「監獄則并図式」を明治5(1872)年に作った<sup>2)</sup>。これは当時イギリス植民地であったシンガポールの監獄を視察して作成されたので、イギリスの獄制を参考にして作られたものである。しかし、この監獄則の緒言は「獄トハ何ソ罪人ヲ金鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス刑ヲ用ルハ己ヲ得サルニ出ツ国ノ為メニ害ヲ除ク所以ナリ獄司欽テ此意ヲ体シ罪囚を遇ス可シ」と獄制の基礎理念を「仁愛」に求めた。獄制史研究で著名な重松一義は「我国刑事法制史上において、恤刑思想・寛刑思想・仁愛思想を最も明確に宣明したものと余りに有名である」(重松 1979:33-34)としながらも、その前近代性を指摘している。そして諸言の「獄

ハ人ヲ仁愛スル所」と定義している点から、当時の監獄は純粋な処罰施設を目指していたわけではないことが分かる。

「監獄則并図式」によれば、監獄の施設は「未決者ノ監」(第2条)「已決者ノ監」(第3条)「懲治監」(第10条)の3つである。懲治監がハウス・オブ・コレクションにあたり、ここの収容対象となるのは①20歳以下の刑余者で改悛の情が乏しい者、②平民からの請願懲治者、③微罪による軽罪囚、④平民の贖罪無能力者、⑤復籍の難しい脱籍無産の徒、である。尊属親の請願により、不良の子弟を懲治監に入れることができる請願懲治は石川島人足寄場も同様の制度があり、これを受け継いだものと思われる。ここで注目すべきは⑤であろう。これは先述した脱籍無産の徒復籍規定をそのまま引き継いだものであるが、近代獄制を志した当初は監獄において浮浪・乞食の収容と授産が行われていた。

監獄則第10条は次の通りである。

此監獄亦界区を別チ他監ト往来セシメス罪囚ヲ遇スル他監ニ比スレハ稍寛ナルヘシ

二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧窶<sup>3)</sup> 營生<sup>4)</sup>ノ計ナク再ヒ悪意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シテ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム 二十一歳以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者ハ獄司ヨリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム

平民其子子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入シコトヲ請フモノハ之ヲ聽ス

凡軽囚ヲシテ書籍ヲ習読シ工業ヲ練熟セシメ能ク艱苦ヲ忍ヒ改心シ以テ才芸ヲ成スモノハ拔擢シテ監獄ノ下吏トスルヲ聽ス

平民罪ヲ犯シ贖罪スヘキ者無力ニシテ情実贖スルコト能ハサルモノ・実決シテ懲役スル如キハ皆此監ニ入ル

脱籍無産復籍シカタキ者本刑懲役ノ限満チシ後

ハ皆此監ニ移シ罪囚ト區別シ工芸ヲ習慣セシメ獨立活計ノ目途ヲ立然ル後本人望ミノ地へ入籍セシム 工芸ニ練達スレハ他囚第一等ノ工錢法ニ従フ

このように、この懲治監は脱籍無産の徒を収容するだけでなく、不良少年を矯正する役割もあったことが分かる。脱籍無産の徒と父母の請願による者とでは詳しくは表1で確認するが、脱籍無産の徒の数が上回っていた。

東京府における監獄が浮浪・乞食にどのように介入していたのかを達で確認すると、明治11(1878)年7月5日警視庁達第106号では、乞食体の者及び無籍者を市ヶ谷監獄に送致するよう達し、浮浪・乞食の監獄収容を行う<sup>5)</sup>。また、同日の同達115号では、他県の者でも東京府のもので「瘋癲ヲ発シ候者」で引取人のいない者は監獄署に送付するよう定め、その書式も提示している。明治10(1877)年2月には他県出身者のみであっ

たが、東京府出身の者でも対象を拡大した。行旅病人死亡法にかかる対象者も、石川島監獄署に送付された(明治14(1881)年10月21日警視庁達第95号、明治15年1月14日同第3号<sup>6)</sup>)。

表1より、年が進むにつれ「父母ノ情願ニ依ル者」の数が増えていくがそれでも「脱籍無産人ノ者」を越えることはない。懲治監は、事実上少年更生施設と救貧院としての役割を備えていたが、救貧院としての機能の方が大きかったことが分かる。

脱籍無産の徒の取り締まりは監獄側ができる以前から実施されていた。明治3(1870)年9月4日の太政官布告第560号「脱籍無産ノ輩復籍規則」<sup>7)</sup>が発せられ脱籍者は原則として士民共原籍地へ逋送、引渡し、その費用は家族・親族・町村の負担とした。この規則は「士民ニ不拘」と対象を困窮士族に限定しなかったので、脱籍無産の徒取り締まりは政治的に危険な士族だけでなく、経済的に

表1 懲治監の人員(明治9～13年)

年次		脱籍無産人ノ者						
		前年ヨリ 越人員	入監人員	総計	出監人員			残留人員
					復籍	死亡	総計	
明治9年	男	583	2678	3259	2244	106	2350	909
	女	99	300	399	233	10	243	156
	合計	682	2976	3658	2477	116	2593	1065
明治10年	男	898	2147	3045	1763	176	1939	1106
	女	156	252	408	211	30	241	167
	合計	1054	2399	3453	1974	206	2180	1273
明治11年	男	1111	2201	3312	2023	244	2267	1045
	女	167	300	467	291	20	311	159
	合計	1278	2501	3779	2314	264	2578	1204
明治12年	男	1045	1852	2897	1698	341	2039	858
	女	156	209	365	175	60	235	130
	合計	1201	2061	3262	1873	401	2274	988
明治13年	男	858	1524	2382	1477	180	1657	725
	女	130	178	308	147	65	212	96
	合計	988	1702	2690	1624	245	1869	821

年次		父兄ノ情願 <sup>(1)</sup> ニ依ル者						残留人員
		前年ヨリ 越人員	入監人員	総計	出監人員			
					復籍	死亡	総計	
明治9年	男	269	587	856	584	11	595	261
	女	18	169	187	119	2	121	66
	合計	287	756	1043	703	13	716	327
明治10年	男	261	855	1116	826	21	847	269
	女	66	270	336	288	4	292	44
	合計	327	1125	1452	1114	25	1139	313
明治11年	男	270	922	1192	732	27	759	433
	女	45	169	214	171	3	174	40
	合計	315	1091	1406	903	30	933	473
明治12年	男	433	1039	1472	860	91	951	521
	女	40	257	297	246	12	258	39
	合計	473	1296	1769	1106	103	1209	560
明治13年	男	521	931	1452	941	31	972	480
	女	39	153	192	163	2	165	27
	合計	560	1084	1644	1104	33	1137	507

第1回日本帝国統計年鑑 459-460 頁より作成

付表註

(1) 日本帝国統計年鑑では「情願」と記載されているが、監獄則上は「請願」である。

困窮した者も含めて生国送りになる方針が示されたのである。さらにその第9条で「復籍相成候輩ハ生業相立候様成地方官ニ於テ世話可致遣事」と、復籍後は生業に就くよう地方官が世話をしよう求めた。

脱籍は当時の刑法である新律綱領で逃亡に関する罪として「凡本籍ヲ脱シテ逃亡スル者ハ、杖八十。士族・卒ハ、一等ヲ加フ」と定められていたが、脱籍無産の徒を処罰するかどうかをめぐっては政府部内で対立が起こる。児玉圭司(2003)の研究によれば、当時の政府が脱籍無産の徒をどのように処遇するかについて統一した方針を見いだせず、大蔵省主導の意見では、脱籍無産の徒は新律綱領で処罰せずに授産をさせるが、司法省主導の意見では脱籍無産の徒を処罰させた上で授産させるというものであった。

この対立の争点は、脱籍無産の徒を戸籍の問題

とするか、刑法の問題とするかであったといえよう。大蔵省は脱籍無産の徒は戸籍に関わるものとして、将来民法典で処理するためにも現時点では刑法典の処罰の例外と考えた。司法省は脱籍無産の徒は江戸時代より刑事政策の対象になっており、近代国家においても浮浪・乞食は刑法典で処罰の対象になっていることを重視し刑法典における刑の執行対象であると考えた。

しかし、いずれにしても問題となるのは労働能力のある浮浪・乞食の処遇である。ヨーロッパのハウス・オブ・コレクションのように労働能力のある脱籍無産の徒は処罰を、労働能力のない脱籍無産の徒には救済を、という分類をすれば、上記のような意見対立は起こらない。

新律綱領の逃亡に関する罪は、明治6(1873)年の改定律令によって逃亡条例に改められ、この逃亡条令は明治10(1877)年11月2日の太政官

布告第76号で、失踪制度が採用されるのを以て廃止された。同年12月19日の太政官達95号では、「従来犯罪決放ノ者並ニ脱籍無産ノ輩本籍マテ通送致来候処自今其放縦放シ難キ事故アル者ヲ除クノ外ハ通送ヲ廢シ本籍ヘ復籍又ハ所在地ヘ寄留及転籍スル等本人ノ望ニ任セ其旨本籍ノ地方庁ヘ通知シ送入籍等ハ例規ニ從テ処置スヘク此旨相達候事但目下生活ノ道ナキ者ハ授産場又ハ懲役場（罪人ト別異ス）ニ入レ之レヲ使役スル等其便宜ニ從フヘシ」とした。

つまり、脱籍は失踪制度により刑法における罪ではなくなったものの、生計が立たない者は「授産場又ハ懲役場」に入れて使役すべし、とした。この頃の「懲役場」すなわち監獄は、純粹自由刑施設ではなく救貧院の役割も果していたということは隅谷（1955）の研究でも指摘されることである。明治4（1871）年の脱籍者復籍規定より、生活の安定しない脱籍無産の徒を監獄施設に収容して授産をさせた経験は、わが国におけるハウス・オブ・コレクションの萌芽と見ることも可能である。

「脱籍無産ノ者」の死亡者の数の多さは懲治監の衛生環境が良くなかったこともあるだろうが、先述の通り警視庁達で行旅病人死亡法にかかる者や「瘋癲ヲ發シ候者」が監獄送りになっていたことを考えると、むしろ病弱な者を多く収容していたと見るべきであろう。「脱籍無産ノ者」「少年」「瘋癲ヲ發シ候者」をまとめて収容していた懲治監は、労働者陶冶のための制度というよりも救済施設としての機能を果たしていたといえるのではないだろうか。ここに、明治前期の監獄における福祉的な一面が確認できるのである。

## 5. 養育院における浮浪・乞食

養育院はわが国の近代初期において設置された救済施設として有名である。その設立経緯がロシ

ア皇子来日に際し、東京府下の浮浪・乞食を狩り込んで集めた強制収容所であることと併せて考えると、本論文の目的である明治前期の浮浪・乞食への処罰と救済を検討するに適した施設である。養育院は会議所が設置した施設であり、養育院に収容して救済する事業の他に、日雇会社（後に力役場と改称）や修路作業など被収容者の就労へも展開したことに注目した。

明治6（1873）年3月乞食に陥る者も含めて窮民は養育院に差し出すよう通達が出ており（「会議所伺」庶務課 明治5～6年、部落解放研究所1986：371）、その前の2月には乞食は巡査が取り押さえるか見つけ次第最寄りの扱い所に差し出す、もしくは町内で差し押さえた者は戸籍係に申し出た上で常務掛の沙汰に従うよう指示して（「諸御達留」第3大区 明治6年、部落解放研究所1986：370-371）いる。このように、布達では乞食は警察か養育院に送られることとなっていた。このように、浮浪・乞食の処遇については警察という刑事政策の制度と、養育院という救済制度が並列して処遇にあたっていたことが分かる。仮にヨーロッパであれば、浮浪・乞食の処遇は労働能力の有無によって施設もその内容も異なると考えられる。すなわち、労働能力のある浮浪・乞食であればハウス・オブ・コレクションで強制労働を課せられ、労働能力がない浮浪・乞食であれば救済を施されるということになっていたであろう。しかし、わが国においては懲治監には「瘋癲ヲ發シ候者」などが収容されていたように、たとえ監獄であっても労働能力のない者が収容される可能性はあった。では、養育院にはどのような者が収容されていたのかを以下に見ていく。

まず、明治8（1875）年1月14日養育院窮民の総人数の報告によると、総人数377名のうち無籍で引き渡されたのは149名（男130、女19）で、府下有籍の者は228名（男146、女82）である。

無籍者の数が少ないが、これは養育院が無籍の者で出生地の分かるものはその地に送還する業務も同時に行っていたため「在院」だと府下有籍の者が多くなる。加えて、無籍で出生地への送還が困難な者は会議所人足に加える、すなわち東京府の籍を与えていた。そのため、この時点で府下有籍であったとしても、以前に会議所の人足に加えられた経緯のある者が含まれている可能性もある。力役場現員総人員は117名、うち無籍は114名で有籍は3名である。養育院から諸所へ日雇に出る者は34名、無籍は30名（男）で、有籍の者は4名（男2、女2）である。従って、養育院・力役場・養育院から日雇に通う者の総人員は528名（無籍293、有籍235）ということになる<sup>9)</sup>。日雇に通う者の収容は雇用を求めて東京にやってきたものの、独力で生活をするまでには至っていない者への救済を意味する。会議所が扱う窮民には、養育院収容の者、力役場所属の者、養育院に在院しながら日雇に出かける者の3種類があり、うち後の2種類は労働能力を有していることになる。労働能力のある者は無籍であることが多いが、これは単身男性が雇用を求めてやって来るという都市の特性を反映している。

同年2月の養育院窮民は男女総計526名。男は421名でその内訳は壮健の者194名、15歳以下は48名、病者は179名である。壮健の者の残り66名は「在院」となっているが、これは仕事がないから養育院に止まっているのか、それとも労働に適さないから働きに出られないのかは述べられていないが、15歳以下や幼年者、病者を別記しているので、おそらく労働能力がないから「在院」になっているのではないだろう。これら66名のうち、何人かは院内授産に従事していたと考えられる。女は105名で内訳は壮健の者は16名、15歳以下は17名、病者は72名である。男女総計で壮健の者は210名、15歳以下は65名、病者は

251名である<sup>9)</sup>。男の壮健者の割合が約46%に対し、女の壮健者の割合は約15%と低いのは、女性は雇用を求めて東京にやって来る機会が少なく、従って生活に困窮している者は病者である場合が多いということであろう。対して男性は雇用の機会を求めて東京にやってきたものの、労働能力があっても地縁や血縁のない見知らぬ土地では生活困窮に陥りやすく、壮健な者であっても養育院に保護されることが多かったということが推測できる。

以上のことから、養育院は労働可能か不可能か、東京府戸籍かそうでないかによって処遇を分けて浮浪・乞食を取り扱っていた。労働可能な者には就労をさせ、他籍の者は地方に帰し、または警視庁に引き渡した。他籍の者を地方に送還する行為は東京からの追い出しとも取れる。しかし、他籍の者であっても一時的に収容して救済しており、これらの者を日雇会社の籍に編入することもあったので、養育院設立後は他籍・無籍の者であっても追い出しの他に施設に収容して救済される可能性が増えたことを意味する。また、東京府戸籍の者が独力で生計の立てられないときは戸長を通じて処遇するなど、防貧的な役割も担っていたといえよう。

労働能力のある者には労働をさせ、労働能力のない者には救済をしていた点で、養育院とヨーロッパのハウス・オブ・コレクションと似ていなくもない。しかし、ハウス・オブ・コレクションはあくまで刑事施設であり労働も「強制」されたものあるいは「罰」として科せられたものであり、逃亡も厳しく禁止された。養育院の労働は強制ではなく、逃亡を防ぐ手だても刑事政策のそれとは比較にならない。また就労の内容も修路作業や日雇など近代的労働者としての勤勉な精神を醸成するようなものではない。養育院や日雇会社での処遇は浮浪・乞食に対してそれなりの授産や就労を

させていたが、そこからは労働者陶冶の機能よりも、むしろ生計の手段を身に付けさせる一時的な救済としての側面が強かったと見るべきであろう。

また、日雇に出かけられない者のために軽作業の院内授産も行わせていたが、院内授産は、被收容者の労働者陶冶や稼賃による運営費の軽減よりも、何らかの作業に従事させることで道徳的な改善を期待したものであると考えられる。例えば、明治10(1877)年6月22日以下のように洋服裁縫について述べられている「平常在院之窮民ハ四百名内外之処、凡五分ハ臥病、二分ハ老幼、三分ハ壯者、此内ヲ以、外役或ハ院内ニ於テ抄紙其他応分之産業ヲ営居、目下之状況ニテハ例ヘ兩方タリトモ、未タ本願ヲ施行スヘキ地位ニ至ラス、追テ授産盛大之期ニ臨ミ、可否之御詮議可有之候」(「回議録 諸願伺」4の1明治10年、部落解放研究所 1986:670)。この授産には「老幼」や「臥病」の者にも作業を充てていることから、目的は院在の窮民を近代的な労働力に陶冶するためではないだろう。続けて、「窮民共ハ戎服製造法ヲ教テ、窮民ヲ鼓舞シ、附与スルニ軽便器械ヲ以シ、誘掖奨勸スルニ利ヲ以シ、窮民自ラ其利ヲ知

テ勸テ力ヲ尽サハ、自営力食ノ道ヲ得テ、飽暖自安ニ流ル、憂ナク、窮民生業ヲ得、是区ノ赤心、泰平万分一ノ厚恩ニ報スルニ不背ト、身ヲ忘テ奉拝願候間、何卒右院内ニ於、戎服製造教授仕度候間」(同前:671)と述べているように、自活できるための生業を身に付けさせるという授産目的もなかったわけではないだろうが、むしろ在院の窮民に「飽暖自安ニ流ル、」悪癖を取り除き「泰平万分一ノ厚恩ニ報スルニ不背ト、身ヲ忘テ奉拝願」うようにするという道徳的な矯正としての意味合いが強かったようである。

表2は明治11年9月30日の養育院窮民一覧表である。労働能力を有すると思われる「役付」と「壯健」は男女合わせて計78名おり、これは窮民の20%以上を占める。これまで確認したように、養育院内では様々な授産が行われており、必ずしも完全に労働能力を欠いた鰥寡孤独老幼痲疾の救済のみを行っていたわけではない。その財政的な効果は表3に詳しいが、最も利益の上がっているものは「公園地掃除人足」である。次に利益の高いのが「窮民役付手当」であり、収益の高い業務は窮民に生業を身に付けさせるようなものではな

表2 養育院窮民一覧表明治11年9月30日

	男人員					女人員					男女総計
	7歳以下	7歳以上	15歳以上	70歳以上	総計	7歳以下	7歳以上	15歳以上	70歳以上	総計	
本月在院	18	24	165	11	218	21	11	104	71	143	361
役付			29	1	30			8			38
壯健			25		25			18			40
虚弱			38		38			32			70
不具			8		8			6			14
盲人		1	7		8			6			14
患者	4	6	39	2	51	3	2	20			79
狂人			19		19			17			36
老衰				8	8				4	4	12
幼弱	12	19			31	17	10				58

東京都公文書館蔵「回議録・第7類・養育院事務伺(庶務課)明治自10年至11年」(609. B 3.06) 269コマより作成

表3 東京 養育院業務仕上表 明治11年9月30日

	稼高	仕入元高	器械繰戻	差引益	積金	預金	割渡
紙漉諸品売捌代	127882	111935	1772	14175	1200	6676	6299
按摩稼	6035			6035	985	2525	2525
団扇張	340			540	54	243	243
草鞋造	2030	500		1550	156	634	760
製紙会社破布撰	9859	992		8867	885	3991	3991
洗濯賃	7593			7593	746	3178	3669
院内髪結	2117			2117	211	953	953
張文庫売上代	38337	32195	2755	3387	339	1499	1549
脚気病院学取賃	4850	1532		3318	583		2735
公園地掃除人足賃	41938	9489		32449	9565	10882	12002
博物局回収	7045	820		6225	2245	1920	2060
院内掃除	1800	600		1200	100	550	550
雑業	1221	250		971	91	390	490
窮民役付手当	14500			14500		3925	10575

東京都公文書館蔵「回議録・第7類・養育院事務伺（庶務課）明治自10年至11年」（609.B.3.06）270コマより作成

かったことが分かる。加えて、「窮民役付手当」は養育院内の業務であり、外部から賃金を稼いだのではないので、養育院にどれほどの利益があったのかは不明である。しかし、明治前期の労働市場は都市においても日雇が一般的で、常勤雇用は幼少期に大店に丁稚奉公した者のみに開かれた例外的な雇用形態であった（斎藤 1987）。そのため、養育院内の者の就労は日雇化せざるを得なかったのは当然ともいえる。

明治維新时期の政治的混乱が収束に向かう明治14（1881）年9月9日、養育院には労働能力のある者の収容願出を禁じた（東京都 1973：517-518）。同年の東京通常府会において、教育費の項目で1万4492円が施療院費として要求されたが、これは修正の段階で削除された。修正の理由は、「社会の慈善ニ待ツヘク且之ヲ廢スルモ一方ニ養育院ノ存スル以上ハ差支ナシトスルニ由ル」（東京府 1930：142）とある。ここでの東京府会の見解では、救済は「社会の慈善」によって行うのを待つべきであり、公費を支出するものではない

としている。同年の施療諸費も1万622円から158円20銭5厘と大幅に削減された。さらに、明治15（1882）年の通常府会では、養育院経費の地方税支弁が停止され、また養育院に入院できる者は「府下在籍」でなかつ「老幼廢疾不具等ノ单身者」<sup>10)</sup>に限定された。

東京府会がこのような決定をした理由は、まず当時養育院の運営費が地方税支弁となっており、東京籍でない者を東京府民の税金で養うことについての正当性が問われたためである。しかし、これは当初の養育院の任務の一つであった、戸籍整理の役割を無視した論旨である。養育院は脱籍無産の徒を収容し、帰るべきところのある者は帰し、ない者は場合によっては東京籍に入れるなどの戸籍整理事業を担っていた。このような異議申し立てが出るということは、当時脱籍無産の徒への政治的危険性が減り、戸籍整理事業の必要性も低下したためであると考えられる。

養育院では無籍の者などを出生地に送り返す戸籍整理の事業を担っていた経緯もあり、東京籍で

ない者の取り扱いには府会が指摘するように多い。これは、東京は江戸であった頃から流入民が常に途絶えなかった都市であり、また明治維新による大きな変動が農村から都市への流入を促進させたことからこのような結果になるのは当然といえよう。窮民の救済も労働者陶冶もせずに放置することは治安の悪化を招き、結果として東京府民の利益を損なうことになる。養育院は戸籍整備を目的の一つにしていたこともあり、当初は出生地に帰す者も含めて東京籍でない者は含まれていた。そのため養育院が出生地に送還できない者を全て東京府の戸籍に編入してしまうことも可能であったし、そうすることで養育院が他県出身者を救済する論理を保つこともできたが、そうしなかった。明治15(1882)年においては維新の混乱も収まり、脱籍無産の徒による政治転覆の危険が低下したので、戸籍整備もそれほど必要とされなくなったのであろう。

では、養育院における戸籍整備以外の役割であった授産の機能はどうして失われたのであろうか。すでに確認したように、養育院における窮民の授産は限定的で、むしろ入院者は日雇に従事することが多かった。養育院における授産も自活できるよう生業を身につけさせるもの、あるいは道徳的な矯正であり近代的な労働市場に供給するような労働者へと陶冶するものではなかった。表3で確認したように、授産による稼ぎも養育院の経営にどれほど貢献したのかは不明であるが、院内の業務が多く外部から獲得した貨幣の量はそれほど多くないことから、授産が養育院の経営をそれほど助けなかったと考えられる。

東京府会がこのような処分を下した理由には、隅谷が言うように、当時賃労働需要が少なく労働可能な者を労働者陶冶する機能が救済事業に求められていなかったことがまず挙げられる。養育院で行われていた授産は労働者陶冶よりも戸籍地へ

の定着を目指した戸籍整備のための授産といえるが、戸籍整備を推進したのは維新期に大量に発生した困窮士族の戸籍整備であった。この時期にあってはすでに困窮士族による反乱の危険性が弱まったためにこうした授産を伴う戸籍整備の必要性もまた低下したのであろう。政治的に危険な困窮士族への対策として都市の窮民が救済事業に与ることができたが、単なる窮民や浮浪・乞食では対策を講じるだけの政治的価値を為政者は見出すことができなかったのである。

## 6. おわりに

明治7(1874)年に制定された恤救規則は「人民相互の情誼」を基盤としており、地縁・血縁が不明瞭な浮浪・乞食への公的救済にはなりにくく、また労働能力のある者は救済の対象にならなかった。明治前期に監獄での脱籍無産の徒の授産および養育院での戸籍整理は、浮浪・乞食などへの公的救済制度の補完の役目を果たしたといえる。しかし、養育院は明治15(1882)年に収容する者を「東京籍の労働不可能な者」に限定することで、この浮浪・乞食を労働者へと陶冶するよう発展することなく明治前期で終了させた。東京府会によれば、救済に関わることは「社会」がすべきであって地方税支弁にすべきではないという論拠であった。これはおそらく浮浪・乞食を処遇する理念が戸籍整理以外に見出すことができなかったためであろう。監獄が脱籍無産の徒を授産させる目的で収容する制度も明治14(1881)年の監獄則改正によって消滅した。

以後、戸籍整理は警察官による戸口査察(あるいは戸口調査とも呼ぶ)によって行われるようになる。戸口査察の制度自体は明治7(1874)年から実施されており、主に寄留民の視察を目的に実施されていたが、やがては警察が一家の族籍・職業・年齢等を戸口簿に登載するようになる。犯罪

の捜査や風俗取り締まり等の事務に利用されたが、これは「戸口」とあるようにある住居に居住しているものが対象となり、野宿している者は対象にならない。また、単に戸籍と現実の家族の状態の一致を達成させるためのものであるため、労働者陶冶とは関係なく単なる戸籍の記録を正確にするものである。

江戸時代の人足寄場のように無宿を授産させる制度を引き継いでも、また明治前期の懲治監での脱籍無産の徒の授産や、養育院の事業を継続させても、そこから浮浪・乞食の労働者陶冶の制度へと発展する可能性はあった。また、この時期に盛んに行われたヨーロッパの制度の継受、とくに監獄における浮浪・乞食の労働者陶冶は無視できない存在である。にもかかわらず、明治前期という、経済的窮民層と政治的窮民層が重なり合う歴史的な時期にのみ、浮浪・乞食への処遇は積極的に行われた。この「積極的に」とは他の時代と比較してのことであり、これ以降は鈴木の研究でも明らかかなように、浮浪・乞食に対する処遇はほぼ見られないのである。

浮浪・乞食は脱籍無産の徒として監獄で授産をし、養育院で院内授産あるいは日雇へ出すなどの労働市場を意識した処遇がなされていた。しかし、これが純粋な労働者陶冶というよりは、戸籍地への定住や道徳的な矯正を意図したものであり、なおかつその対象の多くは労働能力を持たない者であった。これらのことを踏まえると、明治前期における浮浪・乞食の処遇は戸籍整理を目的として時に授産が行われ、それらは労働者陶冶へとつながる可能性を持っていたが、むしろ住居も稼業も持たない者に対して居所を与えるという福祉的な意味合いが強く、授産はあくまでそのついでではなかったかと考えられるのである。

本研究では脱籍無産の徒を懲治監に収容して授産させるなど、浮浪・乞食への処罰の福祉的処遇

を確認した。しかし、これは救済の観点から見れば、救済が処罰としての処遇と同じことをしていた、つまり救済の場で処罰的処遇が行われていたという福祉の「処罰性」を示しているともいえる。例えば、戸籍整理という名目であるが、東京に流入してきた窮民を出生地に送り返す事業は懐柔的な「追い出し」であるともいえる。本研究では行政的な側面でのみ処罰や救済といったいわば外的枠組みのみを扱ったためにこうした理念への検討ができなかった。本来福祉は権利としての理念を基盤に持ち、一方処罰は権力によって行われるものでその基盤とする理念を異にする。理念が異なるはずのものがなぜ同一のように見える処遇が行われたのかは、北原が明らかにしたようにそこにこそこの時代のわが国の歴史的特質、「二様」の窮民のあり方が存在していたからに他ならない。

しかし、この時期の浮浪・乞食に対する「処遇」ではなく「福祉」を明らかにするためには、こうした権利と権力という理念の相違を無視することはできない。また、浮浪・乞食のようにとすれば処罰の対象にもなりうる存在に対する福祉の歴史的な経緯を明らかにすることで、わが国における社会福祉とはどのようなものなのか、その歴史性を踏まえた本質に近づくことができるのではないかと考える。こうした理念を基盤にした浮浪・乞食や処罰と救済の検討を、今後の研究課題としたい。

## 註

- 1) 国立国会図書館所蔵「石川島人足寄場居越帳」より。
- 2) 「監獄則并図式」は財政難のため1年足らずで効力が停止する。しかし国法として廃止されたわけではないので、府県等は部分的にこれを基準として運用した。
- 3) 貧しい家のこと。

- 4) 生活していくこと。
- 5) 東京都公文書館蔵「警視庁令鑑」より。
- 6) 同前。
- 7) 明治4(1871)年4月22日太政官布告第203号を以て改定。
- 8) 東京都公文書館蔵「会議所伺・全・4巻ノ内3号〈庶務課〉」(607.A 6.08) DVD600-603 コマより。
- 9) 東京都公文書館蔵「会議所伺・全・4巻ノ内3号〈庶務課〉」(607.A 6.08) DVD609-61 コマより。
- 10) 東京都公文書館蔵「第2法令類纂・巻之45・振恤部」(632.B6.19) DVD31-32 コマより。

## 参考文献

- 今村仁司(1988)『仕事』弘文堂
- 小野坂弘(1968)「近代的自由刑の発生と展開—ヒッペル説をめぐる学説史的展望(1)」『法制理論』1巻2号
- 警視庁史編さん委員会(1958)『警視庁史明治編』
- 北原糸子(1975)「明治初年東京府における窮民授産」(和歌森太郎先生還暦記念論文集編集委員会編(1975)『明治国家の展開と民衆生活』弘文堂所収)
- 北原糸子(1995)『都市と貧困の社会史—江戸から東京へ—』吉川弘文館
- 児玉圭司(2003)「脱籍無産者対策における、大蔵省と司法省の見解の齟齬—新律綱領逃亡条の適用をめぐる—」慶應義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論究刊行会『法学政治学論究』57号
- 斎藤修(1987)『商家の世界・裏店の世界—江戸と大阪の比較都市史—』リポート
- 坂田仁(1984)『犯罪者処遇の思想—懲治場からスウェーデン行刑へ—』慶應通信
- 重松一義解説(1973a)『石川島人足寄場居越帳』人足寄場顕彰会
- 重松一義(1973b)「常州上郷村寄場刑罪遺聞」創文社『創文』123号

- 重松一義(1974)「常州上郷・箱館・横須賀人足寄場」人足寄場顕彰会編((1974)『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分之源流—』創文社所収)
- 重松一義(1979)『近代監獄則の推移と解説』学文社
- 鈴木陽子(2000)「明治末期の警視庁「浮浪者」収容所建設計画の思想的背景(1) 犯罪防止のための浮浪者授産計画」マイノリティ問題研究会報告
- 鈴木陽子(2001)「歴史のなかの逸脱者—「危険な浮浪者像」の系譜—」東京大学社会科学研究所(矯正図書館蔵)
- 隅谷三喜男(1955)『日本賃労働史』東京大学出版会((2003)『隅谷三喜男著作集 第1巻』岩波書店所収)
- 東京都公文書館編集(1960)『都史紀要7 七分積金』
- 東京府(1930)『東京府史 府会編第2巻』
- 東京府(1931)『東京府史 府会編第5巻』
- 那須宗一(1976)『犯罪統制の近代化』ぎょうせい
- 人足寄場顕彰会(1974)『人足寄場史—我が国自由刑・保安処分之源流—』創文社
- 平野義太郎(1966)「明治刑法発達史—明治維新より現行刑法(明治41年)の成立にいたるまで—」(明治史料研究連絡会編(1966)『明治権力の法的構造 明治史研究叢書7集』御茶の水書房所収)
- 平松義郎(1970)「刑罰の歴史—日本(近代的自由刑の成立)—」(莊子邦雄、大塚仁、平松義郎編(1972)『刑罰の理論と現実』岩波書店所収)
- 平松義郎(1981)「近代的自由刑の展開—日本における—」(大塚仁、平松義郎編(1981)『行刑の現代的視点』有斐閣所収)
- 平松義郎(1988)『江戸の罪と罰』平凡社
- 部落解放研究所(1986)『史料集 明治初期被差別部落』解放出版社
- 吉田久一(1960)「明治維新における貧困の性質」(日本社会事業大学救貧制度研究会編(1960)『日本の救貧制度』勁草書房所収)